

議案提出について

議案「金沢市歯と口の健康づくり推進条例」を次のとおり会議規則第13条第1項の規定により提出します。

平成29年9月19日

金沢市議会議長 黒 沢 和 規 様

提出者

金沢市議会議員

//

//

//

//

//

//

//

//

//

源 野 和 清
高 喜 多 浩 誠
喜 岩 勝 一
高 本 正 人
野 保 洋 人
久 村 理 子
松 林 洋 治
小 森 一 誠
森 野 敏
玉 道

議会議案第8号

金沢市歯と口の健康づくり推進条例

(目的)

第1条 この条例は、歯と口の健康づくりが市民の生涯にわたる全身の健康の保持増進に重要な役割を果たすことを踏まえ、歯と口の健康づくりについて、市、市民、歯科医療等関係者及び保健医療等関係者の役割を明らかにするとともに、施策の基本となる事項等を定めることにより、歯と口の健康づくりに関する施策を総合的かつ効果的に推進し、もって市民の健康づくりに寄与することを目的とする。

(用語の意義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 歯と口の健康づくり 歯及び口の健康の保持若しくは増進又はこれらの機能の維持若しくは向上を図ることをいう。
- (2) 歯科医療等関係者 歯科医師、歯科衛生士、歯科技工士その他の歯科医療又は歯科保健指導に係る業務に従事する者をいう。
- (3) 保健医療等関係者 保健、医療、社会福祉又は教育に係る業務に従事する者であって、歯と口の健康づくりに関する業務を行うもの（歯科医療等関係者を除く。）をいう。

(市の役割)

第3条 市は、国、県、歯科医療等関係者、保健医療等関係者その他の関係者と連携を図りつつ、歯と口の健康づくりの推進に関し、必要な施策を策定し、及び実施するものとする。

(市民の役割)

第4条 市民は、歯と口の健康づくりについての関心及び理解を深め、正しい知識を持ち、自ら積

極的に歯と口の健康づくりに努めるものとする。

(歯科医療等関係者の役割)

第5条 歯科医療等関係者は、歯と口の健康づくりに資するよう、他の歯科医療等関係者及び保健医療等関係者と連携して、適切にその業務を行うとともに、本市が実施する歯と口の健康づくりの推進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(保健医療等関係者の役割)

第6条 保健医療等関係者は、他の保健医療等関係者及び歯科医療等関係者と連携して、歯と口の健康づくりを推進するよう努めるとともに、本市が実施する歯と口の健康づくりの推進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(基本的施策の実施)

第7条 市は、国、県、歯科医療等関係者、保健医療等関係者その他の関係者と連携を図り、及び必要に応じて協議を行い、歯と口の健康づくりの推進に関し、次に掲げる施策を実施するよう努めるものとする。

- (1) 市民が生涯にわたり歯と口の健康づくりに取り組むための情報提供及び普及啓発に関する施策
- (2) 市民が定期的に歯科検診を受けること及び必要に応じて歯科保健指導を受けることを促進するために必要な施策
- (3) 乳幼児期から高齢期までのそれぞれの時期に応じた歯科疾患の予防及び口の機能の維持又は向上に関する施策
- (4) 障害者、介護を必要とする者等が、定期的に歯科検診を受けること及び必要に応じて歯科保健指導を受けること並びに歯科医療を受けることができるようにするために必要な施策
- (5) 災害時における歯科保健医療体制の整備及び歯と口の衛生の確保による二次的な健康被害の予防等に関する施策
- (6) 歯と口の健康づくりに関する業務を行う者の人材の確保及び資質の向上に関する施策
- (7) 前各号に掲げるもののほか、歯と口の健康づくりの推進に関し必要な施策

(財政上の支援)

第8条 市長は、歯と口の健康づくりに関する施策を推進するために必要があると認めるときは、予算の範囲内において、財政上の支援をすることができる。

(委任)

第9条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成29年11月8日から施行する。

提案の趣旨

歯と口の健康づくりに関する施策を総合的かつ効果的に推進し、市民の健康づくりに寄与するため、歯と口の健康づくりについて、市、市民、歯科医療等関係者及び保健医療等関係者の役割、基本的な施策等必要な事項を定める。

議案提出について

議案「労働法制改悪の中止を求める意見書」を次のとおり会議規則第13条第1項の規定により提出します。

平成29年9月19日

金沢市議会議長 黒 沢 和 規 様

提出者

金沢市議会議員 大 桑 初 枝
// 広 田 美 代
// 森 尾 嘉 昭

議会議案第9号

労働法制改悪の中止を求める意見書

安倍内閣と厚生労働省は、働き方改革と称して残業時間の上限規制と残業代ゼロ法案である高度プロフェッショナル制度を一本化して国会へ提出し、その成立を目指そうとしている。これは、長時間労働をさらに拡大させ、労働者の健康破壊や社会問題とまでになっている過労死をさらに促進させるもので、これらの労働法制の改悪を認めることはできない。

残業時間の上限規制については、繁忙期の上限を月100時間未満、2～6カ月の平均を月80時間までとしており、あろうことか過労死ラインと言われる月平均80時間を超えるものである。また、高度プロフェッショナル制度は、何時間働いても一定時間しか働いたことにしかならない裁量労働制を拡大させるものであり、過労死をさらに促進させることから、これまで国民の厳しい批判を受け、2年余りも国会で審議入りできていないものである。

国に求められているのは過労死をなくす具体的な政策であるにもかかわらず、残業時間の上限規制と高度プロフェッショナル制度はそれに逆行しており、労働者の健康破壊と過労死をさらに促進させるものであり、残業時間の上限規制については、1998年の労働省告示で定めた「週15時間」「月45時間」を法制化すべきである。

よって、国におかれては、残業時間の上限規制と高度プロフェッショナル制度は長時間労働、過労死促進法案と認識して、労働法制改悪法案の国会への提出を断念し、改悪を中止するよう強く求める。

ここに、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

議案提出について

議案「小中学校におけるプログラミング必修化に対する支援を求める意見書」を次のとおり会議規則第13条第1項の規定により提出します。

平成29年9月19日

金沢市議会議長 黒 沢 和 規 様

提 出 者

金沢市議会議員

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

源 野 和 清	高 喜 浩 誠	喜 多 勝 一	高 野 本 正 人	野 久 松 洋 理 人	松 小 保 正 理 人	小 森 村 林 一 子	森 玉 野 野 敏 道
---------	---------	---------	-----------	-------------	-------------	-------------	-------------

議会議案第10号

小中学校におけるプログラミング必修化に対する支援を求める意見書

近年におけるIT技術の発展は著しく、第4次産業革命とも呼ばれる大きな時代の転換期を迎えており、新たなニーズに対応し得る人材の確保は世界的にも共通の課題となっている。

そのような中、国は、2020年度から実施する小学校の次期学習指導要領においてプログラミング教育の実施を明記し、さまざまな情報を主体的に活用して、問題を解決したり、新たな価値を創造したりできる人材の育成を図ろうとしている。

しかしながら、幼少期よりIT機器に接することが多い最近の児童・生徒を指導する教職員には、おのずと高い技能が求められ、負担の増加になりかねない。また、自治体間の財政状況によるIT機器等の整備状況や、プログラミング授業を先行実施している自治体との指導内容の整合性など、地域間の格差を指摘する声もある。

よって、国におかれては、小中学校におけるプログラミング必修化を実施するに当たり、下記の事項について取り組むよう強く要望する。

記

- 1 円滑な指導が実現できるよう、早期にプログラミングの指導概要を明らかにすること。
- 2 自治体間の格差が生じないように、必要な財政措置を行うこと。
- 3 民間の人材の積極的な活用や、適正な人員配置が困難な場合などにおける広域での対応を可能とするなど、弾力的な人材配置を認めること。

ここに、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

議案提出について

議案「北朝鮮によるたび重なるミサイル発射及び核実験に対する制裁強化並びに我が国漁船の安全操業の確保に万全を期すことを求める意見書」を次のとおり会議規則第13条第1項の規定により提出します。

平成29年9月19日

金沢市議会議長 黒 沢 和 規 様

提 出 者

金沢市議会議員

//

//

//

//

//

//

//

//

//

//

松 小 村 理 治
小 広 林 美 誠
源 田 和 代
高 野 美 清
喜 多 浩 一
高 岩 勝 人
野 本 正 人
久 保 洋 人
森 野 一 子
玉 野 敏 道

議会議案第11号

北朝鮮によるたび重なるミサイル発射及び核実験に対する制裁強化並びに我が国漁船の安全操業の確保に万全を期すことを求める意見書

北朝鮮は、去る8月29日及び9月15日、日本上空を通過する弾道ミサイルを発射したばかりか、9月3日には過去最大の爆発規模と見られる核実験を行った。国連安全保障理事会の決議や日朝平壤宣言、六者会合共同声明に明らかに違反する暴挙であり、平和と安全を願う我が国及び国際社会を明らかに侮辱したものと云わざるを得ない。北朝鮮が核実験を行うのは通算6回目であり、弾道ミサイルはことしに入ってからだけでも既に10発以上発射している。この異常な状況が常態化している現状は、断じて容認できるものではない。

加えて、昨年秋以降、多いときには数百隻規模の北朝鮮籍と見られる密漁船が、我が国固有の好漁場である能登半島沖の大和堆において無秩序で違法な操業を繰り返し、豊富な水産資源を根こそぎ捕獲する漁法によって、水産資源の枯渇が強く懸念される状況となっている。さらに、石川県漁船の正当な操業に対する妨害行為に加え、北朝鮮籍と見られる密漁船が水産庁の取締船に対して小銃を向けるという事件も発生し、漁船の航行、操業に重大な支障を来すだけでなく、我が国の排他的経済水域内で漁業者が命の危険を感じるまでの異常事態となっている。

よって、国におかれては、早急に北朝鮮がミサイル発射及び核実験をできなくなる実効性のある国際的な環境を整えるとともに、我が国の領域及び排他的経済水域を守る体制を整備し、国民の生命、財産及び権利を守るため、下記の措置を講ずるよう強く求める。

記

- 1 新たな制裁措置と対話を通じた解決などを盛り込んだ国連安保理決議を踏まえ、国際社会と連携した実効性のある強力な制裁を早急に実施するとともに、我が国独自の制裁措置を徹底することや対話による解決などあらゆる限りの手だてをとり、危機を打開すること。
- 2 大和堆へ巡視船、取締船の重点的な配備を迅速に行うとともに、漁船の安全操業の確保に万全を期すこと。
ここに、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

議案提出について

議案「道路整備に係る補助率等のかさ上げ措置の継続などを求める意見書」を次のとおり会議規則第13条第1項の規定により提出します。

平成29年9月19日

金沢市議会議長 黒 沢 和 規 様

提 出 者

金沢市議会議員

//

//

//

//

//

//

//

//

//

松小	村林	理	治誠
源高	林田	美和	代清
喜高	野		誠一
高野	多岩	浩勝	人人
久森	本保	正洋	子敏
玉	野	一	道

議会議案第12号

道路整備に係る補助率等のかさ上げ措置の継続などを求める意見書

道路は、人、物、情報の活発な交流や生活、産業、文化等の広域的連携を支え、活力とにぎわいある地域づくりに欠かすことのできない社会資本である。

地方創生の深化が求められている中、本市が都市としてのさらなる高みを目指すためには、真に必要な道路整備を着実に進めることにより、観光、経済、文化等の交流促進に伴う地域のさらなる活性化はもとより、近年頻発する自然災害に備え、命と暮らしを守る道路ネットワークを構築することが重要であり、これまで以上に道路整備を長期的かつ安定的に行う必要がある。

しかしながら、道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（以下「道路財特法」という。）の規定による補助率等のかさ上げ措置は平成29年度末までの時限措置となっており、道路整備に全力を挙げて取り組んでいる中での地方の負担増加は、自治体経営に多大なる影響を及ぼすとともに、道路整備の遅延を招き、また、地方創生に対する活力を低下させかねない。

よって、国におかれては、平成30年度以降も道路財特法による補助率等のかさ上げ措置を継続するとともに、地方創生に資する道路整備については、補助率等の拡充を講じるなど、必要な道路関係予算を確保するよう強く求める。

ここに、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

議案提出について

議案「教職員定数の増員を求める意見書」を次のとおり会議規則第13条第1項の規定により提出します。

平成29年9月19日

金沢市議会議長 黒 沢 和 規 様

提 出 者

金沢市議会議員

//
//
//
//
//
//
//
//
//

松小 村 理 治
小 林 誠 代
広 田 美 和
源 野 浩 勝
高 喜 多 正
野 高 岩 洋
久 本 一
森 保 子
玉 野 敏 道

議会議案第13号

教職員定数の増員を求める意見書

学校教育の現場では、子どものニーズが複雑化、多様化している上、次期学習指導要領では小学校英語が正式な教科となるほか、プログラミング教育の必修化やアクティブ・ラーニングの考え方を踏まえた指導法を全教科に導入するなど、社会の状況に伴って教職員の負担は増加傾向にあり、教職員が心身ともに健康でありながら、多様化する教育現場の要請にきめ細かく対応するためには、教職員定数の増員が求められている。

そのような中、文部科学省の2018年度概算要求では、公立小中学校の教職員定数について、3,800人の増員を求めているほか、部活動指導員や学校事務を補佐する外部人材配置への支援なども盛り込まれており、教職員の働き方改革がようやく本格化してきたと言えるが、子どもへのきめ細かな対応のためには教職員定数の確実な増員が必要不可欠である。

よって、国におかれては、教職員定数の増員を確実かつ早急に実施するよう強く要望する。

ここに、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。